

―― 表彰規程 ――

(令和4年4月改正)

第1条 この規程は、一般社団法人浪速工業会の定款第4条第1項第3号に基づき、この法人が実施する表彰に関し必要な事項を定める。

第2条 大阪府立都島工業高等学校に在学する者のうち、下記のものに対して、当法人に設置する表彰委員会において選考の上、表彰する。

- 1、学術、体育、創意工夫、その他の教育活動に秀でて表彰に値するもの。
- 2、特に優れた調査研究のあったもの。
- 3、善行のあったもの。
- 4、その他表彰に値するもの。

第3条 表彰委員会は、下記構成による。

- 1、一般社団法人浪速工業会理事長
- 2、大阪府立都島工業高等学校長
- 3、理事会で選任された理事1名
- 4、参与のなかで互選された参与1名

第4条 表彰委員会は、受賞者を選考し、表彰式の運営にあたる。

第5条 受賞者の員数、賞品、賞金は、理事会の承認を要する。

第6条 表彰は次のとおりとする。

- 1、浪速工業会賞

第7条 この規程の変更は、理事会の議決によりなす。

(附 則)

第8条 この規程は、令和4年4月1日より実施する。